すべての人が、ともに地域の中で いきいきと暮らすことができる まちをめざして

● 12月３日～９日は障害者週間です ●

「障害者週間」は、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

身近なところでスポーツを楽しもう！！

●めざせ！パラリンピック・スペシャルオリンピックス！

今年の９月７日～18日にかけて４年に一度のパラリンピックがリオデジャネイロで開催され、滋賀県から９人の選手が出場しました。

パラリンピックとは、もう１つのオリンピックと言う意味をあらわすｐａｒａｌｌｅｌとｏｌｙｍｐｉｃを合わせた造語で、国際身体障害者スポーツ大会のことです。障がい者スポーツの国際大会にはパラリンピックの他にスペシャルオリンピックスがあります。スペシャルオリンピックスも４年ごとに世界大会が開かれており、２０１５スペシャルオリンピックスロサンゼルス世界大会では、野洲市の南高太郎さん（久野部）がバドミントン競技で銀メダルを受賞しました。

国内では、障がいのある人の社会参加の推進や、国民の障がいのある人に対する理解を深めることを目的に全国障害者スポーツ大会が毎年実施されています。この大会は、昭和39年に開催された東京パラリンピックの翌年から始まった大会で、国民体育大会の後に同地で行われます。県内では、予選大会となる滋賀県障害者スポーツ大会が開催されており、過去３年には野洲市の人が水泳や卓球の種目で出場しています。

●生活の中にスポーツを取り入れよう！

スポーツは、健康づくりはもとより仲間との交流や生活の質の向上にも役立ちます。まずは、体を動かすきっかけづくりとして、身近なところでスポーツを楽しむことから始めてみませんか？

市内で開催しているスポーツ関連の事業の一部をご紹介します。各事業の詳細は広報やす、市ホームページ、チラシ等で随時お知らせしますので、是非ご参加ください。

①童子川に春がきたよ！

毎年４月になかよし交流館で開催しています。事前申し込みでどなたでも参加できます。

〈種目〉玉入れ、カローリング、スポーツ吹き矢、グラウンド・ゴルフなど

②やすりんピック（野洲市障がい者スポーツ大会）

毎年６月になかよし交流館で開催しています。事前申し込みでどなたでも参加できます。

〈種目〉仮装ジャンケンリレー、○×ゲーム、パン食い競争、手作りビンゴゲームなど

③スポーツ&アート「野洲の風に集う」（スポーツカーニバル）

毎年10月になかよし交流館で開催しています。事前申し込みでどなたでも参加できます。

〈種目〉マラソン、玉入れ、グラウンド・ゴルフ、輪投げ、ストラック・アウトなど

④びわ湖若鮎駅伝大会

毎年12月に野洲川河川公園陸上競技場で開催しています。県内在住・在学・在勤の知的障がいのある中学生以上の人が参加できます。

〈種目〉駅伝「男子の部」「女子の部」「混合の部」「一般の部」のほか、個人で参加できるミニマラソン「チャレンジの部」があります。

●チャレンジスポーツ教室を開催します

身体障がいのある人にスポーツを楽しんでいただくきっかけづくりに、本年度からチャレンジスポーツ協会が実施しています。今後の市内での開催は左記のとおりです。（知的障がいのある人対象の教室もあります。）

車イスでの参加もできます。この教室をきっかけに障がい者スポーツの人口が少しでも増えるといいですね。

開催日	会場	実施時間
12月10日(土)	県立野洲養護学校体育館（小南588）☎586－6850	身体障害の部 午前10時～正午
		知的障害の部 午後１時～３時
平成29年３月５日(日)	野洲市なかよし交流館（冨波甲1339－24）☎587－6511	身体障害の部 午前10時～正午
		知的障害の部 午後１時～３時

※「チャレンジスポーツ教室」実施要項より

種目…リズム運動、ペットボトルボウリング、フライングディスク、卓球、ショートテニスなど

対象…小学校４年生～中学校３年生の身体障がい、知的障がいのある児童・生徒
定員各回10～20人程度

参加料…無料

申し込み・問い合わせ…規定の参加申込書に必要事項を記入の上、各開催日の一週間前までに、ＦＡＸ、郵送で滋賀県障害者スポーツ協会（滋賀県大津市松本１丁目２－20滋賀県農業教育情報センター５階）☎522－6000、FAX521－8118

※実施要項は市障がい者自立支援課にあります。

問い合わせ
障がい者自立支援課
☎587－6087、FAX586－2177

障がいのある人を虐待から守りましょう！

障がい者虐待は、障がいのある人に対する重大な権利侵害であり、自立や社会参加を妨げるだけでなく、心身に重大な悪影響を及ぼします。虐待は絶対にあってはならないことですが、特定の人や家庭、場所だけでなく、どこでも起こりうる問題です。

市では、「野洲市障がい者虐待防止センター」において、障がい者虐待の通報・届出の受理や相談支援の充実を図っています。

●「もしかして虐待かも？」と思ったら迷わず連絡を！

虐待を防ぐためには、一人ひとりが問題の深刻さを認識し、虐待のサインを見逃さないことが大切です。

みなさんの周りにこんな障がいのある人やそのご家族はいませんか？

☆障がい者からの虐待のサイン

- 身体に不自然な傷やあざ、火傷のあとがある。
- 身体や衣服から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- 学校や職場に出てこない。
- いつもイライラしていたり、表情が暗い。
- 近所の人や市役所に相談することをためらう。
- 地域との交流がなく孤立している。

☆家族など養護者からの虐待のサイン

連絡は、障がいのある人や家族など養護されている人を守る支援の始まりです。『虐待かな？』と思ったら迷わず「野洲市障がい者虐待防止センター」までご連絡ください。連絡をした人の秘密は守られます。

野洲市障がい者虐待防止連絡協議会
啓発キャラクター「マネッキー」

連絡・問い合わせ
障がい者虐待防止センター（地域生活支援室）
※平日午前８時30分～午後５時15分
☎587－6169 FAX586－2177
※土曜・日曜日、祝日と平日の右記以外の時間は（代表）☎587－1121 FAX586－1598